

資料 4

ドイツ旅行業協会の 2018 年旅行契約約款 (ARB-DRV 2018)

高橋 弘

本約款は、冒頭の文章にあるように、2018 年 7 月 1 日施行の新パック旅行法に対応したドイツ旅行業協会の新推奨約款である。ただし、注①にあるように、「推奨テキスト中の注は、もっぱら約款使用者のための指摘であり、公表前に除去されるべきである」とされており、また、4 (契約後の代金変更) には規定はなく、注⑥が付せられているだけであり (前回の 2010 年約款の 4. 代金引き上げにおいても、「ドイツ旅行業協会 (DRV) が提案した代金引き上げ条項が、連邦カルテル庁から認められなかった。それゆえ、なんらの推奨もなされ得ない」とされていた (その事情については拙稿、広島法学 36 巻 2 号 (2012.10) 151 頁以下参照))、任意の消費者紛争解決への参加については、12.2 が選択的に作成されている。なお、2005 年 5 月 16 日の第 7 競争制限禁止法以降、連邦カルテル庁による推奨条件の認可制度はなくなった。本約款の出典は、Ernst Fuehrich, Basiswissen Reiserecht, 4. ueberarbeitete Aufl., Verlag Franz Vahlen Muenchen, Mai 2018, S.307ff. である。

目次

推奨のテキスト

- 1 パック旅行契約の締結／同行者の義務
- 2 支払い
- 3 旅行開始前の、旅行代金に関しない契約内容の変更
- 4 契約締結後の代金変更
- 5 旅行開始前の顧客による解除／取消料
- 6 予約変更
- 7 利用されなかった給付
- 8 最少参加者数の不達成による解除

- 9 行為に起因する理由からの解約
- 10 旅行者の協力義務
- 10.1 旅行必要書類
- 10.2 瑕疵通知／瑕疵除去請求
- 10.3 解約前の期間設定
- 10.4 航空旅行の場合の手荷物損傷と手荷物遅延
：瑕疵除去請求に関する特別な規則と期間
- 11 責任の制限
- 12 請求権の主張：名宛人、消費者紛争解決に関する情報
- 13 実施航空運送人の名前に関する情報提供義務
- 14 パスポート、ビザおよび保健規定

ドイツ旅行業協会 (DRV) は、その会員に、2018 年 7 月 1 日から施行の新たなバック旅行法に向けて、以下のバック旅行のための旅行契約約款を非拘束的なひな形条件 *Musterkonditionen* として推奨する。

推奨のテキスト

以下の諸規定は、有効に合意される限り、顧客と旅行主催者との間で成立するバック旅行契約の内容となる。これらの諸規定は、民法第 651a 条乃至第 651y 条並びに民法施行法第 250 款及び第 252 款の法律規定を補充し、かつ補填する。

したがって、顧客が、バック旅行ではなく、例えば民法第 651w 条の規定によるリンクされた旅行サービスを予約したときは、顧客はこれについて当該の別の情報を入手するから、本旅行約款は適用されない。

さらに、出張旅行の企画準備に関しての基本契約が顧客と締結されているときには、本旅行約款は出張旅行には適用されない。

1. バック旅行契約の締結／同行者の義務

1.1 あらゆる (例えば、旅行代理店での、直接、旅行主催者のもとでの、電話での、オンライン等での) 予約方法につき、以下のことが当てはまる：

- a) 旅行説明書 (旅行募集広告 *Reiseausschreibung*) 及びその時々旅行に関する旅行主催者の補充的情報は、これらが予約に際して顧客の手元にあ

るときは、この申込みの基礎である。

- b) 顧客は、彼がその人のために予約する旅行者の全契約義務につき、顧客がこの義務を明示のかつ特別な意思表示により引き受けたときは、顧客自身の全契約義務についてと同様に、責任を負わなければならない。
- c) 旅行主催者の旅行説明書(旅行募集広告)の内容が予約の内容と異なるときは、旅行主催者が10日間拘束される彼の新たな申込みが存する。旅行主催者が新たな申込みに関して変更を指摘しかつ彼の契約前の情報提供義務を履行し、かつ、顧客が拘束期間内に旅行主催者に明示の意思表示により又は前払い金支払いにより承諾の意思表示をするときは、契約はこの新たな申込みに基づいて成立する。
- d) (民法施行法第250款第3条第1号、3号乃至5号及び7号の規定による)旅行サービスの本質的な性質、旅行代金及びあらゆる付加的な代金、支払方式、最少参加人数並びに包括取消料について旅行主催者が契約前に提供する情報は、パック旅行契約の構成要素にならないことが契約当事者間で明示的に合意されたときにのみ、パック旅行契約の構成要素にならない。

1.2 口頭で、電話で、書面で、E-メールで、SMS又はテレファックスで行われる予約については、以下のことが当てはまる：

- a) 予約(旅行申込み)により、顧客は旅行主催者に旅行契約の締結を拘束すべく申し出る。
- b) 契約は、旅行主催者による旅行確認(書) *Reisebestaetigung* の到達により成立する。
- c) 契約締結が両当事者の同時同席で又は事務所の外でなされたため、旅行者が民法施行法第250款第6条第1項第2文の規定による書面形式での旅行確認を要求しない限り、契約締結時に又は契約締結後遅滞なく、旅行主催者は顧客に、法定の準則に従った旅行確認を(意思表示をそのまま保存し又は記憶装置に入れることを顧客に可能とし、その結果、例え

ば紙で若しくは E-Mail により相当な期間内に入手できるようにする) 持続的記録媒体 dauerhafter Datentraeger で送付する。

1.3 電子的取引 (例えば、Internet, App, Telemedien) における予約の場合、契約締結につき、以下のことが当てはまる：

- a) 電子的予約の進行経過は、当該方法を使用して顧客に説明する。
- b) 顧客の入力の修正、全予約ひな形の削除若しくは復元については、その利用が説明された当該修正可能性が顧客に提供される。
- c) 電子的予約の実施につき提供される契約用語は表示される。
- d) 旅行主催者の契約文言が (電算機に) 記憶される限り、顧客は当該契約文言につき及び契約文言のその後の呼び出しの可能性につき情報提供される。
- e) 「支払義務を負うべく予約する」という又は類似の表現 注① をもつ (接続面 Schaltflaeche の) ボタンの操作により、顧客は旅行主催者にパック旅行契約の締結を旅行主催者に拘束すべく申し込む。
- f) 顧客の旅行申込みの到着は、遅滞なく電子的方法で顧客に通告される (到着確認)。
- g) ボタンの操作による旅行申込みの伝達は、顧客の契約成立についての請求権を根拠づけるものではない。
- h) 持続的データ媒体で行われる旅行主催者の旅行確認の顧客への到達により、初めて契約は成立する。「支払義務を負うべく予約する」というボタンの操作後に、直ちに旅行確認がテレビ画面上で旅行確認の当該の直接的な表現により行われると、この旅行確認の表現によりパック旅行契約が成立する。この場合、持続的データ媒体による情報記憶についての及び旅行確認の表明 Ausdruck についての可能性が顧客に提供されている限り、上記 f) による予約の到着に関するいかなる中間通知も必要でない。ただし、パック旅行契約の拘束力は、顧客が情報記憶又は旅行確認の表明についてのこの可能性を事実上利用することとは関係ない。

1.4 注② 通信販売 Fernabsatz (手紙、カタログ、電話、ファクシミリ、Eメール、Mobilfunk を通じて送付される簡潔な情報 Kurznachrichten (SMS) 並びにラジオ、遠距離メディア Telemedien 及びオンラインサービス) で締結された民法第 651a 条及び第 651c 条の規定によるパック旅行契約の場合には、法律規定 (民法第 312 条第 7 項、第 312g 条第 2 項第 1 文第 9 号) により、撤回権 *Widerrufsrecht* はなく、ただ法定の解除権及び解約権、とりわけ民法第 651h 条の規定による解除権があるに過ぎないことを、旅行主催者は指摘する。ただし、契約締結へと至った口頭の交渉が消費者の事前の依頼 *vorhergehende Bestellung* で行われた場合を除き、民法第 651a 条の規定による旅行サービスについての契約が事務所の外で締結されたときは、撤回権は存在する。

2. 支払い

2.1 有効な顧客の金銭防護契約が存在し、明確で分かりやすくかつ強調された仕方で注③ 金銭防護者の名前及び連絡データの付いた担保証書 *Sicherungsschein* が顧客に交付されたときにのみ、旅行主催者及び旅行仲介人は、旅行の終了前に旅行代金の支払いを請求し又は受領することを許される。契約締結後に担保証書の交付と引き換えに旅行代金の〇〇%注④の額の前払い金の弁済期が到来する。担保証書が交付され、かつ8に挙げた理由から旅行主催者の解除権がもはや行使され得ないときには、旅行開始前の〇〇(日)注⑤に、残代金の弁済期が到来する。

2.2 旅行主催者が約定給付の約定通りの履行につき準備をし、かつその法定の情報提供義務を履行した状況にあり、かつ顧客の法律上又は契約上の留置権 *Zurueckbehaltungsrecht* がないにもかかわらず、顧客が約定の弁済期に前払い金及び/又は残代金を支払わないときは、旅行主催者は、期限付きの催告により旅行契約を解除し、かつ5.2第2文乃至5.5により顧客に解除費用を負担させる権利を有する。

3. 旅行開始前の、旅行代金に関しない給付の変更

3.1 契約締結後に必要となり、かつ、旅行主催者により信義誠実に反して惹

起されたのではないパック旅行契約の約定内容からの旅行サービスの本質的な性質の変更は、その変更が著しいものでなく、かつ、旅行の全体様式を侵害しない限り、旅行前に旅行主催者に許容される。

3.2 旅行主催者は、本質的なサービスの変更について、変更理由を知った後遅滞なく持続的記録媒体で（例えば、E-メール、SMS 又は言語情報 Sprachnachricht により）顧客に明確で分かりやすく強調された仕方で情報提供する義務を負う。

3.3 旅行サービスの本質的な性質の著しい変更、又はパック旅行の契約の内容となった顧客の特典 *Vorgabe* の変更の場合には、旅行主催者が変更の通知と同時に設定した期間内に、顧客は以下のどれかを選択する権限を有する

- ・ 変更を承認する
- ・ 又は、無償でパック旅行契約を解除する
- ・ 又は、旅行主催者が代替りの旅行 *Ersatzreise* を申し出たときに、その旅行への参加を請求する。

顧客は、旅行主催者の変更通知に回答するか否かの選択権を有する。顧客が旅行主催者に回答する場合には、顧客は、契約変更に同意するか、代替りの旅行が申し出られたときには代替りの旅行への参加を請求することができるし、無償でパック旅行契約を解除することもできる。顧客が旅行主催者に回答しない又は設定された期間内に回答しないときは、通知された変更は承認されたものとみなされる。

これについて、顧客は、3.2 による意思表示において、明確で分かりやすく強調された仕方で注意を喚起されるべきである。

3.4 変更された旅行サービスが瑕疵を有していたときは、瑕疵担保請求権は影響を受けない。同等の価値の性質のもとで変更された旅行又は代替りの旅行の実施につき、旅行主催者がより低額の代金ですんだときは、民法第 651m 条第 2 項の規定を準用して差額が顧客に払い戻される。

4. 契約締結後の代金変更 注⑥

規定なし

5. 旅行開始前の顧客による解除／取消料

5.1 旅行開始前にはいつでも、顧客は旅行を解除できる。解除は、旅行主催者に対して意思表示されなければならない。旅行が旅行仲介人を介して予約されたときは、解除はこの旅行代理店に対して意思表示してもよい。解除の意思表示を持続的記録媒体ですることが顧客に推奨される。

5.2 顧客が旅行開始前に解除したとき又は顧客が旅行に参加しなかったときには、旅行主催者は旅行代金請求権を失う。その代わりに、解除が旅行主催者の責めに帰せられないとき、又は目的地でのパック旅行の実施又は旅客の運送を著しく侵害する異常事態 *aussergewoehnliche Umstaende* が目的地若しくはその近くで発生するときには、旅行主催者は相当な補償を請求することができる。事態が旅行主催者のコントロールの下になく、かつあらゆる期待可能な予防措置を講じたとしてもその結果が避けられなかったであろうときには、事態は可避不能でかつ異常である。注⑦

5.3 補償額は、旅行代金から、旅行主催者により節約された費用の価格を控除し、並びに旅行主催者が旅行サービスの他の方法での利用（その理由は顧客の要求に基づき旅行主催者により説明されるべきである）により得るものを控除して、決定される。旅行主催者は、解除の意思表示と旅行開始との間の期間を考慮し、並びに期待される費用節約分と旅行サービスの他の方法での利用により期待される収益とを考慮して、以下の包括補償額を決定した。補償は、解除の意思表示到達の時点により以下のようにその時々解約料表 *Stornostafel* により算定される：

5.4 旅行主催者に帰属する相当な補償額が彼が要求する包括補償額より本質的に低額であるとの証明は、いかなる場合でも、顧客に許されている。

5.5 旅行主催者は、そのつど適用される包括補償額よりも本質的に高い費用が旅行主催者に生じたことを証明するときは、上記の包括補償額に代えて、より高い個別的に算定された補償額を要求することを留保する。この場合に

は、旅行主催者は、節約された費用を考慮し、並びに旅行給付の他の方法での利用によって得るものを控除して、要求する補償を具体的に見積もりかつ理由づける義務を負う。

5.6 旅行主催者が解除により旅行代金の返済義務を負うときは、旅行主催者は遅滞なく、ただし、いかなる場合でも解除の意思表示の到達後 14 日以内に旅行代金を返済しなければならない。

5.7 民法第 651e 条の規定により、持続的記録媒体での通知により、顧客に代わって第三者がパック旅行から生ずる権利及び義務を承継することを旅行主催者に請求する顧客の法定の権利は、上記の条件により影響を受けない。この意思表示は、それが旅行開始の 7 日前に旅行主催者に到達するときは、いかなる場合でも適時である。

5.8 補償額は、旅行代金から旅行主催者が節約した費用の額並びに旅行主催者が旅行給付の他の方法での利用により得るものを控除して算定される。顧客の請求により、補償額は、旅行主催者によりその根拠が示されなければならない。

5.9 旅行主催者が、解除により旅行代金の返済義務を負うときは、旅行主催者は、遅滞なく、ただし、いかなる場合でも解除の意思表示の到達後 14 日以内に給付しなければならない

5.10 民法第 651e 条の規定により、持続的記録媒体での通知により、顧客に代わって第三者がパック旅行から生ずる権利及び義務を承継することを旅行主催者に請求する顧客の法定の権利は、上記の条件により影響を受けない。この意思表示は、それが旅行開始の 7 日前に旅行主催者に到達するときは、いかなる場合でも適時である。

6. 予約変更 Umbuchung 注⑧

6.1 契約締結後の、旅行の期日、旅行目的、旅行開始の場所、宿泊又は運送方法に関する変更（予約変更）の顧客の請求権は存しない。ただし、民法施行法第 250 款第 3 条の規定による契約前の情報提供が旅行者になされなかつ

たり、不十分であったり又は間違っていたため、予約変更が必要であるときは、別である；この場合には、予約変更は無償で可能である。

その他の場合に、顧客の希望により予約変更が行われるときは、旅行主催者は、以下に定められた予約変更報酬を徴収できる：

6.2 期間の経過後になされる顧客の予約変更の希望は、その実施がなかくなく可能な限りにおいて、条件として5によるパック旅行契約の解除後にのみかつ同時の新たな申込みによってのみ実施される。このことは、些細な費用しかかからない予約変更の希望の場合には、適用されない。

7. 利用されなかったサービス

顧客がその責任を負うべき理由から旅行主催者の契約通りの提供が準備された個々の旅行サービスを利用しなかった場合に、当該理由が法律規定により旅行契約の無償での解除又は解約を顧客に正当ならしめなかったときは、顧客は旅行代金の当該部分の払い戻し請求権を有しない。旅行主催者は、(利用されなかったことにより) サービス提供者により節約された費用の払い戻しにつき努力するものとする。全く些細な費用が問題となっているときは、この義務は消滅する。

8. 最少参加者数の不達成による解除

8.1 旅行主催者が以下のときにのみ、旅行主催者は、最少参加者数の不達成を理由に旅行契約を解除することができる

- a) その時々契約前の情報提供において最少参加者数を示し、契約上合意された旅行開始の前のその時まで遅くとも(解除の)意思表示が顧客に到達しなければならない時点を表示し、かつ
- b) 旅行確認中に最少参加者数及び最も遅い解除期日を明確に表示する。

解除は、遅くとも、契約前の情報提供及び旅行確認において顧客に表示された日に、顧客に対して意思表示されなければならない。注⑨

最少参加者数が達成され得ないことが既により以前の時点で明白であるときは、旅行主催者は遅滞なく解除権を行使しなければならない。

8.2 最少参加者数の不達成の理由から旅行が実施されないときは、旅行主催者は、遅滞なく、ただし、あらゆる場合に解除の意思表示の到達後 14 日以内に、顧客が旅行代金として支払った金額を払い戻さなければならない。

9. 行為に起因する理由からの解約

旅行主催者の警告にもかかわらず旅行者が旅行の実施を継続的に妨げたとき、又は、契約の即時の解消を正当ならしめるほどの契約違反の行為を旅行者がしたときは、旅行主催者は期間を遵守することなくバック旅行契約を解約することができる。契約違反の行為が旅行主催者の情報提供義務違反に起因しているときは、この限りでない。旅行主催者が解約したときは、旅行主催者は旅行代金請求権を有する;ただし、(解約により)節約された費用及び、サービス提供者が旅行主催者の貸方に記入する額も含めて、旅行主催者が利用されなかったサービスを他に用いることによって取得できたものの価格を、旅行主催者は控除しなければならない。

10. 顧客の協力義務

10.1 旅行必要書類 Reiseunterlagen

旅行主催者が通知した期間内に、顧客が必要な旅行書類(例えば、航空券、ホテル宿泊券)を受け取らなかったときは、顧客は、旅行主催者に、又は顧客がバック旅行をその人を介して予約した旅行仲介人に、その旨を通知しなければならない。

10.2 瑕疵通知/瑕疵除去請求

旅行の瑕疵なく旅行が履行されないときは、旅行者は瑕疵除去 Abhilfe を請求することができる。

旅行者が有責に瑕疵通知を怠ったため、旅行主催者が瑕疵除去を行うことができなかったときは、旅行者は、民法第 651m 条の規定による(旅行代金)減額請求権も、民法第 651n 条の規定による損害賠償請求権も主張できない。

旅行者はその瑕疵通知を現地で旅行主催者の代理人に遅滞なく知らせる義務を負う。旅行主催者の代理人が、現地に存在しないとき及び契約上義務を

負っていないときは、旅行の瑕疵は、通知された旅行主催者の連絡窓口 **Kontaktstelle** 付けて旅行主催者に知らせるべきである；旅行主催者の代理人又は現地の旅行主催者の連絡窓口の連絡可能性については、旅行確認において情報提供される。ただし、旅行者は、その人を介してパック旅行を予約した旅行仲介人にも瑕疵通知をなすことができる。

旅行主催者の代理人は、瑕疵除去が可能であるときには、瑕疵除去の世話をすることを委託される。ただし、旅行主催者の代理人は、請求権を承認する権限を有さない。

10.3 解約前の期間設定

顧客／旅行者が、民法第 651i 条第 2 項の規定に挙げられた種類の旅行の瑕疵を理由に、当該瑕疵が著しい場合に、第 651i 条の規定によりパック旅行契約を解約しようとするときは、顧客／旅行者は、旅行主催者に予め瑕疵除去のための相当な期間を設定しなければならない。瑕疵除去が旅行主催者により拒絶されるとき、又は即時の瑕疵除去が必要なときにのみ、期間の設定を要しない。

10.4 航空旅行の場合の手荷物損傷と手荷物遅延；瑕疵除去請求に関する特別な規則と期間

(a) 航空旅行と関連した手荷物の紛失、損傷及び遅延は航空運送規定により遅滞なく現地で損害届（“P.I.R.”）により担当の航空会社に通知することを、旅行者は注意喚起される。損害届（の内容）が十分でなかったときは、航空会社及び旅行主催者は国際協定により損害届を拒絶できる。損害届は、手荷物の損傷のときは（手荷物の）交付後 7 日以内に、手荷物の遅延のときは交付後 21 日以内に行われなければならない。

(b) さらに追加的に、旅行手荷物の紛失、損傷又は誤送付 *Fehlleistung* は、旅行主催者、旅行主催者の代理人若しくは旅行主催者の連絡窓口又は旅行仲介人に遅滞なく通知されなければならない。このことは、(a) による上記の期間内に航空会社への損害届を行うことを旅行者に免除するものではない。

11. 責任の制限

11.1 非人身損害でありかつ有責に惹起されたのではない損害についての旅行主催者の契約上の責任は、旅行代金の 3 倍額に制限される。国際協定による又は国際協定に基づく法律規定による、もしかするとこれを超えるかもしれない請求権は、この制限の影響を受けない。

11.2 (例えば仲介された遠足、スポーツ観戦、観劇、展覧会など) 他人のサービスとして単に仲介されるにすぎないサービスが、旅行説明書及び予約確認中に明示的に、かつ、仲介された契約相手方の名前及びアドレスの記載の下に、他人のサービスとして明示された結果、旅行主催者のパック旅行の構成要素ではなく、分離されて選択されたことが旅行者に認識できるように明示されているときは、これらのサービスと関連した給付障害、人身損害及び物的損害については、旅行主催者は責任を負わない。これにより、民法第 651b 条、第 651c 条、第 651w 条及び第 651y 条の規定は影響を受けない。ただし、旅行主催者の指示義務、説明教示義務又は企画準備義務 *Hinweis-, Aufklaerungs- oder Organisationspflichten* の違反が原因であるときは、旅行主催者は責任を負う。

12. 請求権の主張：名宛人、消費者紛争解決に関する情報 注⑩

12.1 顧客／旅行者は、民法第 651i 条第 3 項第 2 号、4 号乃至 7 号の規定による請求権を旅行主催者に主張しなければならない。パック旅行が旅行仲介人を介して予約されたときは、主張は、旅行仲介人を介して行うこともできる。持続的記録媒体による主張が推奨される。

12.2 旅行主催者は、消費者紛争解決法を顧慮して、旅行主催者は任意の消費者紛争解決には参加しないことを指摘する。この旅行約款の印刷後に消費者紛争解決が旅行主催者に義務づけられたときは、旅行主催者はこれにつき適切な形式で顧客に情報提供する。電子的な法取引で締結された全旅行契約のために、旅行主催者は、欧州オンライン紛争解決プラットフォーム <http://ec.europa.eu/consumers/odr/> を指摘する。

12.2 旅行主催者は、消費者紛争解決法を顧慮して、旅行主催者は任意の消費者紛争解決に参加することを指摘する。所轄の調停機関 Schlichtungsstelle の連絡データは、次の通りである：

電子的な法取引で締結された全旅行契約のために、旅行主催者は、欧州オンライン紛争解決プラットフォーム <http://ec.europa.eu/consumers/odr/> を指摘する。

13. 実施航空運送人 ausfuehrendes Luftfahrtunternehmen の名前 Identitaet に関する情報提供義務

航空旅客への実施航空運送人の名前の情報提供に関する EU 命令 EU-Verordnung は、予約された旅行の枠内で提供される全ての航空運送サービスの実施航空会社の名前について、予約に際して顧客に情報提供する義務を旅行主催者に負わせている。

予約の際に実施航空会社がなお確定していないときは、旅行主催者はフライトを実施する蓋然性のある単数又は複数の航空会社の名前を顧客に知らせる義務を負う。旅行主催者がフライトを実施する航空会社を知ったときは、直ちに旅行主催者は顧客に情報提供しなければならない。

顧客に実施航空会社として告げた航空会社が変更されるときは、旅行主催者は変更につき顧客に情報提供しなければならない。顧客ができるだけ早く変更について情報提供されることを確保するために、旅行主催者は遅滞なくあらゆる相当な措置を導入しなければならない。

営業禁止の航空会社のリスト (EU 共同体のリスト、かつての「ブラック・リスト」) は、次のインターネットサイトで引き出すことができる：http://ec.europa.eu/transport/modes/air/safety/air-ban/index_de.htm

14. パスポート、ビザおよび保健規定

14.1 旅行主催者は、顧客／旅行者に、場合によっては契約締結前に必要なビザの獲得のためのおおよその期間を含めて、一般的なパスポートとビザの必要及び目的国の保健手続きにつき、並びに旅行開始前のその万一の変更に

つき、情報提供する。

14.2 顧客／旅行者は、役所に必要な旅行文書 **Reisedokumente** の入手及び携行につき、場合によっては必要な予防接種及び税関・外国為替規定の遵守につき、責任を負う。これらの規定の不遵守から生ずる不利益、例えば解除費用の支払いは、顧客／旅行者の負担とする。旅行主催者が、不十分な情報提供又は誤った情報の提供をしたときは、この限りではない。

14.3 顧客が旅行主催者にビザの取得を委託したときは、旅行主催者が自己の義務に違反したのではないかぎり、その時々外国公館による必要なビザの適時の発給及び到達につき、旅行主催者は責任を負わない。

注① 一般的な指摘：推奨テキスト中の注は、もっぱら約款使用者のための指摘である。

推奨テキスト中の注は、公表前に除去されるべきである！

具体的な指摘：もっぱら「支払義務を負うべく予約する」又は「支払義務が存する」（後者の表現は法律により定められている）と、文字記入は行われなければならない。「ここに今や支払義務あるものとして予約する」の様な表現の拡大された追加は、疑わしいときは許容されず、果ては、契約は有効に締結されていないことになる！

注② 旅行約款における指摘だけでは十分と見なされないから、予約の基礎におけるこの指摘自体、とりわけ「重要な指摘」の追加的な採用は、緊急に推奨される。

注③ 情報は、法律により、例えば印刷技術上の強調によってなされうる、明確で、分かりやすくかつ強調された (!) 仕方になされなければならない。

注④ ここに前払い金額のパーセントが記入される。20%を超える前払金額は、連邦通常裁判所 BGH の判決により、旅行主催者がその根拠を立証し得なければならず、かつ、どんな場合でも倒産防護

Insolvenzabsicherungにより保証 abklaeren されなければならない。

注⑤ ここには、旅行開始前の期間が日数又は週で記入される。旅行開始前の30日を超える期間は、連邦通常裁判所BGHの判決により、旅行主催者とその根拠を立証し得なければならず、かつ、どんな場合でも倒産防護により保証されなければならない。

注⑥ 代金引き上げ条項は、民法第651f条の規定により、いずれにせよ代金の引き上げを生ずる基準の低下の場合に同時に代金の引き下げが提示されているときにのみ、許容される。これについては民法第651f条第4項を見よ。

注⑦ 回避不能な異常事態の定義は、民法第651h条第3項第2文の規定に定められている。このような事態の存在は、個々のケースで検討される。

注⑧ 顧客の希望による予約変更に関する条項の採用は、この条項の意味での恣意的な予約変更の法律上の権利は存しないから、法的には必要でない。それゆえ、約款使用者は当該条項を顧客と合意したいかどうかの決定において自由である。

削除が望まれるときは、番号付けにおいて以下の数字が適当に調整されるべきである。

注⑨ 解除の意思表示は、旅行の残代金の支払期限後に顧客に到達することは許されない。民法第651h条第4項の規定により、いかなる場合にも(残代金の支払期限に適切に適合している場合でも)これを下回ることをことを許されない、旅行期間に係る法定の最低期限が、適用されることに注意すべきである：すなわち、「1. パック旅行につき契約中に表示された最少参加者数より少ない人数しか申し込まなかったとき；この場合には、旅行主催者は、契約に定められた期限内に、ただし遅くとも以下の区分に従った期限内に、解除の意思表示をしなければならない

a) 6日間を超える旅行期間の場合には、旅行開始の20日前までに、

- b) 2日間乃至6日間の旅行期間の場合には、旅行開始の7日前までに、
- c) 2日未満の旅行期間の場合には、旅行開始の48時間前までに。」

注⑩ 消滅時効に関する条項は、前回の推奨条件では13に置かれていたが、約款使用者／旅行主催者は、もはや自己に有利に作成する余地はなく、それゆえ法律規定を合意により変更しうる余地はないから、意識的に放棄された。それゆえ、消滅時効に関する条項は、約款使用者にとって何ら法的な付加価値 **Mehrwert** はなからう。